

小城市条例第 23 号

小城市立学校設置条例の一部を改正する条例

小城市立学校設置条例（平成 17 年小城市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

1 幼稚園

名称	位置
小城市立晴田幼稚園	小城市小城町晴気 793 番地 1

」を削り、「2 小学校」を「1 小学校」に、「3 中学校」を「2 中学校」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（小城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 小城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年小城市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表内科医の部幼稚園の項、同表歯科医の部幼稚園の項及び同表薬剤師の部幼稚園の項を削る。

（小城市学校給食センター条例の一部改正）

3 小城市学校給食センター条例（平成 17 年小城市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

別表小城市立晴田幼稚園の項を削る。